

京 都 府 立 植 物 園 管 理 規 程

第1条 この規程は、京都府立植物園条例（昭和35年京都府条例第33号。以下「条例」という。）及び京都府立植物園条例施行規則（昭和36年京都府規則第10号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか植物園の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為の実施について、植物園の緑に囲まれた空間をその会場として利用することにより、植物園のさらなる魅力発信につながると園長が承認した場合はこの限りでない。

- (1) 営利目的で写真又は映画を撮影すること。
- (2) 入園者から入園料以外に特別な料金を徴収してイベントを催すこと。
- (3) 集会、式典その他これ等に類する行為を催し又は行進を行うこと。
- (4) 園内に、鳥類、魚類、両生類その他動植物を放つ、又は植栽すること。
- (5) 指定以外の場所へ車を乗り入れ又は駐停車すること。
- (6) 火気の使用その他植物園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (7) 行商、募金その他これ等に類する行為

2 次の各号に該当する行為については、前項ただし書きの規定による承認を与える対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、政治活動等に当たるもの
- (3) 植物園の植物又は施設を汚損又は損傷させるおそれのあるもの
- (4) 植物園の業務遂行又は近隣住民の生活に支障をきたすおそれのあるもの

3 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等は、第1項ただし書きの規定による承認を受けることができない。

4 第1項ただし書きの規定により承認を受けようとするときは、行為実施申請書（様式第1号）を園長に提出して承認を受けなければならない。

5 第1項ただし書きの規定により承認を受けて実施した行為によって、万一事故が発生した場合、その責任は実施者にあるものとし、これによって実施者及び入園者等第三者に生じた損害について植物園は一切賠償の責任を負わないものとする。

第3条 植物園の入園時間は、次のとおりとする。

- (1) 園一般 午前9時から午後4時まで
- (2) 観覧温室 午前10時から午後3時30分まで
- (3) 駐車場 午前9時から午後4時まで

2 園長が必要と認めたときは、前項に規定した入園時間を変更することができる。

第4条 使用券の発売時間は次のとおりとする。

- (1) 普通入園券 午前9時から午後4時まで
- 団体割引入園券 同上
- 定期券 同上
- 回数券 同上

植物園・陶板名画の庭共通入園券 午前9時から午後3時30分まで

駐車場使用券 午前9時から午後4時まで

(2) 温室観覧券 午前10時から午後3時30分まで

2 園長が必要と認めるときは、前項に規定した発売時間を変更することができる。

第5条 第2条第2項の規定により承認した使用日に、植物園の事情により使用が不可能となった場合は、園長は使用者に通知して使用を中止させるものとする。

2 前項の規定により使用を中止させた場合、その他園長において特別の理由があると認めるときは既納の使用料は還付する。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第2号）により申請し承認を受けなければならない。

第6条 条例第3条第1項第2号に規定する大型自動車及びその他の自動車の適用については次のとおりとする。

(1) 大型自動車は、駐車場に明示した駐車区画（間口2.4m×奥行き5.0m）1区画分に収まらない自動車とする。

(2) その他の自動車は、前号に規定する駐車区画に収まる自動車（二輪自動車を除く。）とする。

附 則

この規程は、昭和36年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月5日から施行する。